

令和4年(ワ)第24502号 名誉毀損事件

原告 世界平和統一家庭連合

被告 讀賣テレビ放送株式会社 外1名

意見陳述書

東京地方裁判所民事第18部合2C係 御中

令和5年(2023年)2月13日

被告 紀 藤 正



1 はじめに

私は、平成2年(1990年、以下本意見書では西暦で記載します。)に弁護士登録をした弁護士です。消費者被害の救済が弁護士としての職分と考え、登録直後から、統一教会(現「世界平和統一家庭連合」、本意見書では「統一教会」といいます。)の被害だけでなく、様々な消費者問題に取り組んでいます。現在の公職としては、2020年から日本弁護士連合会(以下「日弁連」といいます。)消費者問題対策委員会の筆頭副委員長に就任し(1期2年で現在2期目)、弁護団活動としては、全国安愚楽牧場被害対策弁護団、ケフィアグループ被害対策弁護団の団長をつとめ、スルガ銀行不正融資被害弁護団の副団長などもつとめています。

全国靈感商法対策弁護士連絡会(以下「全国弁連」といいます。)にも登録直後から所属し、昨年、全国47都道府県に所在する弁護士で結成された全国統一教会被害対策弁護団(団長は元日弁連会長の村越進弁護士)の副団長もつとめています。

2 なぜ長年、統一教会問題に取り組むことになったのか

被害者から次々と聞く被害の実情や統一教会の活動実態があまりにも不正義、理不尽であるからです。私は、当然、法律家として「信教の自由」の大切さは理解しているつもりですが、統一教会問題に取り組むようになってすぐに感じたのは、これほどひどい悪徳な商法が平成時代にまだ残っているのか、という衝撃でした。1980年代を放置した先人の責任を強く感じました。この問題を先送りせず、私たちの代で解決し、そして後世、子どもたちの世代に禍根を残さないというつもりで長年努力してきました。私が法廷における弁護活動だけではなく、テレビ・ラジオに出演したり、論文を書き、著作を出版するような活動を続けているのは、社会を構成する一人一人に対して、被害の実態を知っていただき、救済への支援や問題の解決に、心を傾けてほしいと願っているからです。

しかしながら、私の努力不足もありますが、我々社会は令和の時代になるまでこの問題を放置し、この間に育った子どもたち、信仰二世の被害がひきおこされたことには忸怩たる思いを禁じ得ません。この問題を放置した責任は我々社会を構成する一人一人、立法行政司法の国家機関、そしてそれだけでなく、組織としての統一教会、そしてその組織を担う信仰一世にも大きな責任があります。

3 統一教会の活動の違法性

統一教会は、靈感商法による違法な資金集めや伝道目的を隠して行う詐欺的伝道や合同結婚式問題など、さまざまな社会問題をおこしてきました。多数の訴訟を通じ、資金獲得活動、伝道活動という宗教法人としての活動の「人」「金」の根幹部分に加え、合同結婚式勧誘活動という宗教活動の根幹部分についてまで、最高裁判所で違法性を認められた前例の

ない稀有な宗教法人です¹。このような宗教法人は諸外国において例がありません。しかも統一教会は最高裁判所判決が出された後もその体質を改めません。統一教会の被害は続いておりその遵法意識の著しい欠如からは、もはや違法集団と呼んでよい法人です。

5 統一教会は、2009年以降、民事訴訟は減少するなど着実に効果を上げています、と言いますが、裁判は氷山の一角であり、そもそも現在まで訴訟が続いていること自体が抜本的に自ら生み出した過去の被害に誠実に向き合おうとしない結果です。被害者が声をあげなければ、黙認・黙殺するという態度は、とても宗教法人という公益法人のあるべき態度では
10 ありません。

全国弁連は1987年5月に結成され、以来、被害者の相談窓口を設けていますが、2021年までの35年間の相談件数は約3万4000件、被害総額は1200億円を超えています²。もちろんこれは相談だけの数字ですので被害暗数はその数十倍にもものぼる可能性があり実際の
15 被害は優に1兆円を超える規模と推定されます。我が国史上最大の消費者被害である安愚楽牧場事件の被害者数は約7万3000人、4200億円をはるかにしのぐ被害と言えます。被害者の周りには家族や親族がいます。家族被害も含めれば、統一教会が生み出した被害者の数は優に数百万人に及ぶのではないかと推定されます。被害はきわめて甚大です。

20 4 本件訴訟の進行等について

私の立場は、様々なところで明らかにしているところですが、統一教会が自らの活動の問題点について非を認めて謝罪して反省し自ら生み出した過去の被害の解決も含め真に問題を解決して出直すということであ

¹ 添付「世界平和統一家庭連合（略称：家庭連合）（旧統一教会）の責任を認めた判決の概要」（2022年7月11日時点）－全国弁連調べ

² 添付「靈感商法 窓口別被害集計」（1987年～2021年）－全国弁連調べ

れば、一般の宗教団体と同じように普通に活動すればよいという立場です。その意味で近く全国統一教会被害対策弁護団から被害請求することになる一括交渉請求通知に関し、統一教会が交渉のテーブルにつき誠実に解決する姿勢を見せることこそが重要だろうと思っています。子どもたちや高齢被害者もいますので早期迅速な解決が必要です。

統一教会は、今、政府、国会、メディア等で指摘されている高額献金等の被害、家族秩序の破壊などの問題に関しては事実無根を理由として訴訟を提起せず、言わば傍系ともいえる本件訴訟を提起してきました。これらの問題は事実として認めるという趣旨であることが歴然です。真に反省するというのなら、いたずらに訴訟を提起するよりも、その努力は高額献金等の金銭被害や家族秩序の破壊などの問題に誠実に取り組む姿勢を示すことこそが大切ではないでしょうか。

統一教会の法人登記を見れば、その目的に「信者を教化育成する為の財務及び業務並びに事業を行う」とあります。統一教会が正しく「信者を教化育成」をしてくれさえすれば、本来、この30年以上にわたる問題はなかったと言えます。問題解決のためにも、統一教会は協力する姿勢を見せるべきです。対立をいたずらにあおる本件のような言いがかり訴訟はすぐに取り下げるべきです。統一教会が真に反省して出直し誠実に話し合いをするテーブルを設定するのであれば、おのずから対立も解消し問題解決に向かうのではないかと考えられます。

前向きな提案や交渉もせず、すぐに訴訟を提起した本件裁判には、その背景事情として、おのずから隠れたる本質、私のみならずメディアへの言論封殺や萎縮の目的があったことが垣間見えることとなるでしょう。

裁判所には、本件の背景事情が以上のようなものであることを前提とし、統一教会の被害者を第一義的に配慮救済する立場からの訴訟進行を強く望みます。

以上

靈感商法 窓口別被害集計 (1987年～2021年)

年	被害弁連(東京分)		全国弁護団(東京分除く)		消費者センター		合計	
	相談件数 (件)	被害金額(円)	相談件数 (件)	被害金額(円)	相談件数 (件)	被害金額(円)	相談件数 (件)	被害金額(円)
1987年	2,404	16,175,898,600	243	222,368,004	*	*	2,647	16,398,266,604
1988年	305	4,850,000,000	985	2,565,334,684	*	*	1,290	7,415,334,684
1989年	231	357,966,000	2,036	1,708,828,066	*	*	2,267	2,066,794,066
1990年	393	1,591,706,000	1,333	1,002,847,321	1,154	545,203,606	2,880	3,139,756,927
1991年	279	7,916,834,413	996	909,573,176	551	392,610,805	1,826	9,219,018,394
1992年	1,064	4,512,323,678	657	1,687,536,151	890	1,134,875,807	2,611	7,334,735,636
1993年	808	6,881,870,000	1,345	5,310,491,608	*	*	2,153	12,192,361,608
1994年	523	2,405,478,983	140	839,930,788	374	295,563,373	1,037	3,540,973,144
1995年	405	3,383,610,012	31	193,543,200	278	147,298,066	714	3,724,451,278
1996年	498	2,087,229,700	15	464,053,623	248	305,005,362	761	2,856,288,685
1997年	582	1,241,225,600	56	847,864,800	153	82,766,091	791	2,171,856,491
1998年	470	3,856,621,074	49	361,975,146	329	397,583,215	848	4,616,179,435
1999年	387	2,518,950,350	44	155,694,000	250	171,260,998	681	2,845,905,348
2000年	418	1,999,711,160	15	175,006,500	219	216,923,045	652	2,391,640,705
2001年	1,282	1,762,715,136	84	277,266,281	166	95,550,089	1,532	2,135,531,506
2002年	556	2,534,652,550	33	90,394,469	109	126,123,119	698	2,751,170,138
2003年	878	2,968,902,450	72	606,946,890	94	150,867,258	1,044	3,726,716,598
2004年	763	2,823,224,286	52	101,175,927	102	94,150,750	917	3,018,550,963
2005年	834	2,196,950,537	76	490,214,081	185	138,663,548	1,095	2,825,828,166
2006年	818	2,527,289,167	370	1,275,706,048	155	193,036,014	1,343	3,996,031,229
2007年	878	2,946,794,045	153	946,859,500	221	186,155,275	1,252	4,079,808,820
2008年	888	2,580,825,979	191	761,210,735	431	385,015,507	1,510	3,727,052,221
2009年	847	3,121,615,961	108	406,303,540	158	209,017,800	1,113	3,736,937,301
2010年	479	1,397,214,016	84	237,478,366	58	136,005,000	621	1,770,697,382
2011年	324	1,067,400,611	32	166,274,050	31	18,159,000	387	1,251,833,661
2012年	411	1,467,193,163	63	279,955,800	47	37,040,200	521	1,784,189,163
2013年	130	495,308,107	30	359,618,923	25	29,201,000	185	884,128,030
2014年	189	719,190,172	19	317,339,348	31	36,247,696	239	1,072,777,216
2015年	61	677,750,640	108	350,261,723	5	21,000,000	174	1,049,012,363
2016年	79	187,122,681	68	343,455,376	12	4,530,000	159	535,108,057
2017年	122	731,889,760	49	168,787,190	17	2,437,000	188	903,113,950
2018年	51	2,172,347,580	2	2,008,500	8	16,911,000	61	2,191,267,080
2019年	63	961,488,750	16	169,167,000	-	-	79	1,130,655,750
2020年	45	162,700,000	169	755,372,300	-	-	214	918,072,300
2021年	30	240,793,837	17	90,736,670	-	-	47	331,530,507
合計	18,495	93,522,794,998	9,741	24,641,579,784	-	-	34,537	123,733,575,406

* の消費者センター数値は全国弁護団分に含まれています。

〈資料8〉

世界平和統一家庭連合(略称:家庭連合)(旧統一教会)の責任を認めた判決の概要(二〇二三年七月二一日時点)

1. 福岡地方裁判所平成六年五月二七日判決(判例時報一五二六号二二二頁、判例タイムズ八八〇号二四七頁)、福岡高等裁判所平成八年二月一九日判決、最高裁判所平成九年九月一八日判決
(献金勧誘行為の違法性)
二人の未亡人に対する献金勧誘行為が不法行為であり、統一協会に使用者責任があるとした。計三七六〇万円を認容。

2. 東京地方裁判所平成九年一〇月二四日判決(判例時報一六三八号二〇七頁)、東京高等裁判所平成一〇年九月二二日判決(判例時報一七〇四号七七頁)、最高裁判所平成一二年三月二一日判決
(献金勧誘行為の違法性)
婦人に対する献金等勧誘行為が不法行為であり、統一協会に使用者責任があるとした。二五四〇万円を認容。

3. 奈良地方裁判所平成九年四月一六日判決(判例時報一六四八号一〇八頁)、大阪高等裁判所平成一一年六月二九日判決(判例タイムズ二〇一九号二五〇頁)、最高裁判所平成一二年一月二二日決定

(献金勧誘行為の違法性)
二人の婦人に対する献金等勧誘行為が不法行為であり、統一協会に使用者責任があるとした。計八二〇万円を認容。(奈良地裁は、統一協会の組織化された献金勧誘システム自体が違法であるとしている。)

4. 高松地方裁判所平成八年一二月三日判決
(献金勧誘行為の違法性)
前三件同様の事例で高齢の未亡人に対する統一協会の使用者責任を認めた。
七二五万円を認容。高松高裁で被害が回復される形での和解成立。

5. 仙台地方裁判所平成一二年三月二三日判決、仙台高等裁判所平成一三年一月一六日判決、最高裁判所平成一三年六月八日決定
(献金勧誘及び物品販売行為の違法性)
三人の婦人に対する献金や人參濃縮液の販売行為が信者による不法行為であり、統一協会に使用者責任があるとした。計八一二万八〇〇〇円を認容。

6. 福岡地方裁判所平成一一年一二月一六日判決(判例時報一七二七号二二八頁)、福岡高等裁判所平成一三年三月二九日判決、最高裁判所平成一三年一〇月一六日決定
(いわゆる靈感商法の手法による物品販売行為などの違法性)
二人の婦人に印鑑・大理石壺・多宝塔・釈迦塔・人參濃縮液を売りつけた行為が信者による不法行為であ

り、統一協会及び株式会社ハッピーワールドに使用者責任があった。提訴前の交渉で被害未回復であった計五九〇万円を認容。

7. 東京地方裁判所平成一二年四月二四日判決、東京高等裁判所平成一二年一〇月三〇日判決、最高裁判所平成一四年一〇月二五日決定

(いわゆる靈感商法の手口による販売行為の違法性)

在京の未亡人に、多宝塔・人參液・釈迦塔（合計九〇〇万円余）を売りつけた行為が信者による不法行為であるとして、統一協会に使用者責任があったとした。被害実額に約七〇%の遅延損害金が付加して認められている。

8. 広島高等裁判所岡山支部平成一二年九月一四日判決（判例時報一七五五号九三頁）、最高裁判所平成一三年二月九日決定

(伝道の手口と献金勧誘の手口の違法性)

元信者がビデオセンターを通じた統一協会の詐欺的入信勧誘と献金の説得について組織的不法行為が認められるとして、献金七〇万円と修練会参加費相当額の損害及び一〇〇万円の慰謝料を命じた。元信者の請求を棄却した岡山地裁判決を、広島高裁岡山支部が破棄した逆転判決。

9. 甲府地方裁判所平成一三年六月二二日判決

(借入させていた資金を交付させる手口の違法性)

統一協会信者が婦人に金融機関からの借入金を貸すよう頼み込んで返さない行為が不法行為だとして、五〇〇〇万円の支払いを統一協会に命令。高裁で原判決に即した和解が成立。

10. 札幌地方裁判所平成一三年六月二九日判決（判例タイムズ一一二二号二二頁）、札幌高等裁判所平成一五年三月一四日判決、最高裁判所平成一五年一〇月一〇日決定

(伝道の手口の違法性)

統一協会元信者二〇名に対する教団組織の勧誘・教化行為は、組織的・欺瞞的・強迫的であって勧誘される側の信仰の自由を侵害するおそれのある違法なものとした。合計二〇〇〇万円余を認容した。詳細な事実認定に基づいて判断を下した決定版的な判決。最高裁決定で確定。

11. 大阪地方裁判所平成一三年一月三〇日判決（判例タイムズ一一一六号一八〇頁）

(献金勧誘、物品販売行為の違法性)

関西地方の主婦ら一〇名の献金や人參液、印鑑等の多種類の金銭被害の訴えについて、その多くについて信者の行為に違法性があるとして統一協会の責任を認め、合計一億五八〇〇万円余の支払を命じた。平成一四年七月、大阪高裁で一億九八〇〇万円を支払う内容の和解が成立。

12. 東京地方裁判所平成一四年八月二一日判決、東京高等裁判所平成一五年八月二八日判決、最高裁判所平成一六年二月二六日決定

(伝道の手口、合同結婚式勧誘の違法性)

元信者二名が原告。ビデオセンターを窓口にした入教勧誘及びその後の詐欺・強迫的教え込みの山口と、その後合同結婚式に参加させて相手と結婚させたことなどの違法性を認め、統一協会の使用者責任を認めて慰謝料などとして合計九二〇万円の支払いを命じた。最高裁決定で確定。

13. 京都地方裁判所平成一四年一〇月二五日判決（判例タイムズ二二六号一八六頁）

（献金勧誘、物品販売行為の違法性）

主婦ら一五名（その多くが元信者）の献金や物品代金名下の多項目の被害についての損害賠償請求のほとんどを認め、統一協会に合計五三三万七千三百円余の支払いを命じた。大阪高等裁判所で平成一六年三月五日、六〇〇〇万円の分割払いで和解成立。

14. (1) 新潟地方裁判所平成一四年一〇月二八日判決、東京高等裁判所平成一六年五月一三日判決、最高裁判所平成一六年一月二日決定

（統一協会における伝道の手口の違法性）

元信者原告五一名中第一グループ七名について、統一協会の伝道方法が違法で信教の自由を侵害され、献身者として過酷な生活を長期間強いられたという訴えを認め、統一協会に法人としての不法行為責任があるとして合計一五三八万八〇〇〇円の支払いを命じた。

(2) 新潟地方裁判所平成一六年二月二七日判決、東京高等裁判所平成一八年一月三十一日判決、最高裁判所平成一八年六月八日決定

この裁判の元信者原告中第二グループの九名について、第一グループ同様の判断で統一協会の法的責任を

認め、合計二二二万八千三百二円の支払いを命じた。

(3) 新潟地方裁判所平成一七年四月二五日判決、東京高等裁判所平成一八年一〇月三十一日判決、最高裁判所平成一九年三月二三日決定

同じ裁判の元信者原告の残り三五名の第三グループ全員について、その主張を認め、統一協会信者による一連の勧誘・教化行為の違法性を認め、統一協会に合計八七〇万四千四百七十九円の支払いを命じた。

以上五一名の原告に対し、合計一億二千四百六十七万七千九百九十九円の支払いを命じた判決が最高裁で三度にわたって確認されたことになる。

15. 大阪高裁平成一五年五月二一日判決、最高裁判所平成一五年一〇月一〇日決定

（統一協会における伝道の手口の違法性）

元信者三名の、統一協会の伝道方法が違法で信仰の自由を侵害されたうえ、統一協会の教義に盲従させ、過酷な労働を強いたという訴えが認められるとして、合計七一五万円の支払いを命じた。元信者の請求を棄却した神戸地裁判決を、大阪高裁が破棄した逆転判決。最高裁決定で高裁の判断が確定。

16. 大阪地方裁判所平成一五年六月二六日判決

（献金勧誘、物品販売行為の違法性）

難病の長男をかかえる主婦三五歳の悩みにつけこんでビデオセンター入会金五万円、献金六二〇万円、一二〇〇万円、壺一六〇万円、多宝塔五四〇万円の一部八二万円等の被害を被ったことについて、合計六三七一万円の支払いを命じた。大阪高等裁判所で、七九六万三千七百五〇〇円を支払う内容の和解成立。

17. 東京地方裁判所平成一八年一月三日判決（判例タイムズ二二五九号二七一頁）、東京高等裁判所平成一九年七月二二日判決、最高裁判所平成二〇年二月二二日決定

（献金勧誘及び物品販売行為の違法性）

夫が病死した婦人に対して、一〇年間以上にわたって統一協会信者らが再三献金等をさせてきたことについてその違法性を認め、統一協会に使用者責任があるとして、二億七六二〇万円の支払いを命じた。

18. 東京地方裁判所平成一九年五月二九日判決（判例タイムズ二二六二号二二五頁）

（献金勧誘、物品販売行為の違法性）

七五歳の主婦が原告。統一協会の教義そのものが「先祖の悪行がその子孫の病気の原因であり、これを免れるための献金を要求するもの」であるとして、献金勧誘行為の違法性を認め、被告統一協会の使用者責任を肯定した。献金、及び統一協会の関連会社による商品代金、弁護士費用及び慰謝料の合計金額として計四四三万八千二百六十三円を認容。

また、被告となった統一協会の関連会社について、統一協会の下部教会であることを認定し、同会社の責任を肯定した。

東京高等裁判所で、四九〇一万三千七十六円を支払う内容の和解成立。

19. 東京地方裁判所平成二〇年一月一五日判決（判例タイムズ二二八二号三三三頁）、東京高等裁判所平成二〇年九月一〇日判決

（献金勧誘及び物品販売行為の違法性）

かつて信者だった女性が夫を亡くした後再度被告統一協会に関わり、二〇〇三年から二〇〇五年の間、五輪塔、天運石、聖本及び高麗人参濃縮茶等の代金や献金名下の被害を受けた。この原告女性は、被告統一協会の信者等によってなされた教義の説明や相談等によって発生し増幅した不安や畏怖が継続している状態にあるから、献金等の勧誘行為の違法性は一連の経緯を踏まえた判断をすべきであり、先祖の因縁とその因縁に苦しんでいる先祖の霊を助けることの必要性を説き、上記各物品を購入することや多額の献金をする必要があるであると信じ込ませ、被害女性の財産全部をむしり取るような形で高額な物品等を購入させたり献金を求めたりすることは、社会的に相当な範囲内の行為であるということとはできないとして、金銭交付額が少額であったものを除いて、先祖解怨献金等の献金勧誘行為や五輪塔、天運石、聖本及び高麗人参濃縮茶の物品販売行為等の違法性を認定し、被告統一協会に二一九〇万円の支払義務を認めた。

20. 東京地方裁判所平成二二年二月二四日判決、東京高等裁判所平成二二年八月四日判決

（献金勧誘及び物品販売行為の違法性）

一九八九年に正体を隠して統一協会に勧誘された東京都在住の女性（当時五二歳）が原告。判決は、統一協会信者らが、原告に対し、マンションを売却して売却代金を献金しなければ色情因縁を解消することができないなどと不安をおおってマンションを売却させた行為や、先祖因縁の恐怖を強調するなどして所有の株式を売却させて五三〇〇万円以上の献金をさせた事実などを認定し、いずれの行為も、社会的に相当な範囲を逸脱する違法な行為と認め、統一協会の使用者責任を肯定した。

地裁判決の認容額は合計九五六万七千四百一〇〇円であったが、高裁判決はさらに詳細に被害事実を認定し、

合計一億五三二万〇三三五円の支払を命じた。

21. 福岡地方裁判所平成二二年三月一日判決、福岡高等裁判所平成二三年一月二二日判決(確定)
(物品販売及び献金勧誘行為の違法性)

一九八七年自宅を訪れた女性信者から因縁トークで印鑑を購入した当時五三歳の未亡人が、その後の物品販売で約五〇〇〇万円を支払い、その後二〇年間に及ぶ信者生活の中で約七〇〇〇万円の献金をさせられたとして、合計約一億二〇〇〇万円の賠償を求め二〇〇七年一月提訴。

一連の金員抛出の動機が、夫の若死が先祖因縁によるものと言われて信じ、何としてでもこの因縁が子らに及ぶことを避けたいとの一念であったことを認定し、内約一億円の抛出について、教会長や婦人部長らがこの不安を煽ったり、暗に害悪の告知をしたとしてその不法行為を認め、信徒会は統一協会と実質的に同一であること等により使用者責任も認め、統一協会に二〇〇万円の慰謝料、弁護士費用を含む合計一億一〇〇〇万円の支払を命じた。

高裁判決は、一審判決に三八五万円の献金について不法行為の追加容認をした。双方上告せず確定した。

22. 東京地方裁判所平成二二年二月二五日判決、東京高等裁判所平成二三年一月一六日判決

(献金勧誘及び物品販売行為の違法性)

一九九六年に正体を隠して統一協会に勧誘された神奈川県在住の女性(当時四五歳)とその夫、および一九九四年に勧誘された秋田県在住の女性(当時三六歳)の計三名が原告。判決は、女性二人に対する教会側の勧誘行為の一部について、不安感を煽るなどして自由な意思決定を制約した状態で献金させる違法行為と

して、統一協会と信者一人の責任を認め、損害賠償約五九〇〇万円の請求に対し約三三〇〇万円の支払いを命じた。

高裁判決は、一審判決に加えて霊の親への貸金やホーム費などの損害についても不法行為だとして合計約七二〇〇万円の支払を命じた。双方上告せず確定した。

23. 福岡地方裁判所平成二三年二月二八日判決、福岡高等裁判所平成二四年三月一六日判決(確定)

(親族の資金を含む献金勧誘の違法性)

二〇〇〇年四月高齢の資産家の養母が心臓手術の為に入院中であることを知った亡養父の姪(沖縄教区の信者)が沖縄教区の幹部と共に病院前のホテルに結集し、原告(当時四〇歳の養女)に対し、「養母は先祖因縁の為に病気で苦しんでいる」「養母の因縁は重いので聖本一〇冊を家に入れなければ養母の命は助からない」等と述べて、①一気に養母名義の預金から三億円を献金させ、②さらに、四年間にわたり、合計約六五〇〇万円、③五年後に約七〇〇〇万円を献金させたとして、約四億九〇〇〇万円の賠償を求め二〇〇七年三月提訴。

一審は「娘がウツになる」等の著しい因縁トークがそのまま速記されたメモで立証できた③の献金など八一六〇万円についてだけ認容し、その他の請求を棄却。

控訴審では①と③など合計約三億九〇〇〇万(慰謝料八〇〇万、弁護士費用一八〇〇万を含む)を認容する原告側の逆転勝訴。双方上告せず確定。

24. (1)札幌地方裁判所平成二四年三月二九日判決

(一〇番を引継ぎ、伝道・教化活動の違法性を問う札幌青春を返せ訴訟第二陣二次訴訟への判決・元信者三九名(その他一名)、近親者友人原告二三名、合計六三名の原告に総額約二億九〇〇〇万円の支払いを命じた。

a 統一協会の伝道・教化活動そのものが不法行為であると認めた。伝道・教化活動が不法行為となる基準として、①宗教性の秘匿②特異な宗教的実践内容の秘匿③親などとの絶縁④不安と恐怖による行き過ぎた献金という、他の宗教団体にも適用できる基準を定立した。

b 信徒会とは統一協会の組織の一部にすぎないと、統一協会の責任を正面から認めた。

c 脱会までの献金、物品購入、研修費について、伝道・教化活動と相当因果関係のある損害と認めた。

d 近親者の物品購入の被害のうち、信者のために購入したものを損害と認めた。

e 精神的・肉体的苦痛について慰謝料を認めた。詳細な基準を設け、最高額は七七一万円。

(2)札幌高等裁判所平成二五年一〇月三一日判決(双方上告せず確定)

元信者三九名と布教課程の者一名、近親者友人等一六名、合計五六名のうち三七名の元信者について統一協会の控訴棄却。他は原判決破棄、元信者らの請求棄却。双方上告せず確定。

a 統一協会の布教・教化課程が被勧誘者に対する違法な行為であることを認めた。違法性の判断基準は一審判決の基準を取り消して、手段が宗教団体であることを殊更に秘して勧誘し、いたずらに害悪を告知して相手方の不安をおり困惑させるなど、相手方の自由意思を制約する不当なものである場合、目的が利益獲得等不当な場合、結果が相手方の財産に比して不当に高額な財産の出捐をさせる場合という基準に変更された。しかし、布教・教化課程の事実認定は、一審判決をそのまま踏襲したので、違法性の判断基準は、論理的には一審判決どおりのものとなる。

元信者の金銭の抛出(物品の購入も含む)が、統一協会の違法な伝道・教化活動と相当因果関係にある損害であることを認め、書証がなくとも月例献金、礼拝献金を含むすべての摂理献金を損害と認めた。布教・教化に関する支出もすべて維持された。

信者になった後に信者が購入した定着経済の被害も損害であるとし、慰藉料請求についても、認められる根拠・基準がそのまま維持された。最高額七七一万円も維持された。

b 元信者四〇名中三八名が脱会通知後三年以上経過してからの提訴で、統一協会は時効を主張。判決は時効の起算点を前回青春を返せ訴訟の判決確定の日としたが、前回訴訟に証人として出廷した被控訴人二名と陳述書を提出した被控訴人一名について「加害者と損害を知っていることにつき特段の事情がある」として時効の成立を認めた。

25. 東京高等裁判所平成二七年三月二六日判決(上告棄却の決定で確定)

昭和五八年から平成一九年まで二四年間、夫や娘らの反対を無視して信者として献金を繰り返し返した元信者女性の献金等の被害二三〇〇万円外の請求を、平成二五年一月二七日東京地判は、信者らの行為は違法とは認められないと棄却した。これに対し高裁判決は違法性を認めた。しかし、脱会して三年以上経過した提訴であり、時効として請求棄却の結論は維持した。

高裁判決は次の判断を示した。

「被控訴人の教義内容、被控訴人の関係者の伝道内容、指導内容、控訴人の心情、自分の先祖や親族、家族、子孫を救いたいという強い願望、思い詰めてしまう性格、控訴人の上記の常軌を逸した不合理な行動等に照らせば、被控訴人の教義を伝道し、指導する関係者が控訴人に対して被控訴人の教義内容を伝道し、指導し

た行為は、控訴人の献金に関する意思決定に過度に強力に作用したといふべきであり、(中略)上記のとおり控訴人に対して被控訴人の教義を伝道し、指導した関係者は被控訴人の教義の世界に控訴人を呪縛してその意思決定と行動を支配していたのであって、社会通念上相当な範囲を超える違法な行為として評価されるを得ないものであったといふべきである。そして、被控訴人の信者の中に控訴人のような心情、感受性、救済願望が強く、思い詰めてしまう性格のものがいて、被控訴人の教義内容、被控訴人の関係者の伝道内容、指導内容が過度に強力に作用し、前後の見境もなく金融機関から借金をして被控訴人に献金するようになり、ついには他人の権利利益を侵害してまで被控訴人に献金するに至る危険性があることは、被控訴人の組織の主宰者その他の幹部には予見可能であったといふべきである。」

26. 札幌地方裁判所平成二六年三月二四日判決、札幌高等裁判所平成二七年一〇月一六日判決(双方上告せず確定)

地裁は違法な勧誘で入信させられ、精神的苦痛と経済的損害の賠償を求めた元信者三人に合計約三八〇〇万円の支払いを命じ、高裁は双方の控訴を棄却し、地裁の結論が確定。地裁は「宗教だと明かさないう伝道活動で教義をすり込み信者の自由を侵害した」とし、高裁も同旨の判断を示した。

27. 東京地方裁判所平成二八年一月一三日判決、東京高等裁判所平成二八年六月二八日判決(双方上告せず確定)

現役信者女性の元夫(平成三年一〇月離婚)が、統一協会(平成二七年九月から世界平和統一家庭連合、略称家庭連合と改称)に対し、婚姻期間中、妻に夫の意思に反して夫の相続財産や給与・退職金などを献金させこれを受領したことの損害賠償請求訴訟。平成七年から二一年までの一四八項目の被害主張のうち、地裁は約三四三〇万円、高裁は約三七九〇万円について、統一協会の組織的不法行為を認めた。

地裁は「被告(統一協会)においては、組織的活動として、これまで信者の財産状態を把握した上で、特に主婦の場合、献金によって夫を救い、夫の家系を救うところが信者としての使命であるとして、夫や他の家族の金を拠出するように指示をし、夫の財産を夫の意思に反して内緒で献金する等の名目で交付させていた」とし、「被告においては、組織的活動として、信者の財産状態を把握した上で、主婦に対しては…夫の財産を夫の意思に反して献金する等の名目で交付させており…組織的な不法行為として原告に対する損害賠償責任を負う」と認定した。

また、高裁は原告男性の離婚について「長年にわたり合計六〇〇〇万円余りもの預金等を取り崩して費消したことが婚姻破綻の有力な原因の一つとなり…(家庭連合は)婚姻破綻による精神的苦痛に対する感謝料を支払うべき義務がある」と認定して、この点について一〇〇万円の慰謝料支払義務を認めた。

28. 東京地方裁判所平成二九年二月六日判決、東京高等裁判所平成二九年二月二六日判決(双方上告せず確定)

二〇〇一年、統一協会の正体隠の伝道を受けた後、献身させられ、脱会までの間に献金や物品購入、受講料等の金銭的損害だけでも一一〇〇万円以上の損害を被った女性(脱会当時三六歳)が原告。統一協会及び国を被告とし損害賠償を求めた。地裁判決は、統一協会に対して一〇二〇万二三五〇円の支払を命じたものの、国に対する請求は棄却した。

高裁判決は、「一審被告家庭連合は、一審原告に対し、一審被告家庭連合の教義を伝道し、その信者と

なるよう教化育成しているにもかかわらず、一審被告家庭連合への引き込みが成功するように意図してこれを知らせず、かつ、知られないようにしていたとすることができる。そして、一審被告家庭連合又はその信者らは警戒心を抱かれないうにした上で、個人情報の詳細に聞き出し、その情報をもとに一審原告の懸念を指摘し、さらに先祖の因縁等の話をして不安をおおる結果となったことも合わせ考慮すると、主証により統一協会であること等を伝えた平成一六年四月までの勧誘、教化は社会的に相当と認められる範囲を明らかに逸脱するものと認めることができ(る)と判断したうえで、民法七二五条(使用者責任)だけでなく七〇九条(組織の不法行為責任)により統一協会が一審原告に対して賠償責任を負うとした。また、同高裁判決では、原告が合同結婚式に参加させたことについても違法性及び慰謝料請求を認め、合計一六四万四三三〇円の請求を認容した。もっとも、国に対する請求(控訴)は棄却した。

29. 東京地方裁判所令和二年二月二八日判決東京高等裁判所令和二年二月三日判決(統一協会の控訴棄却)、
— 最高裁判所令和三年九月二八日決定(統一協会の上告、上告受理申立棄却) —

夫と一人息子に先立たれた原告(当時五七歳)に対し、信者らは夫や息子が地獄で苦しんでいるなどと、ことさらに不安をおおり、献金等の名目で不当に多額を支払わせた。

原告は被害のうち天聖経と平和経の献金一四〇万円とピースパレス建設のための献金六三万円の二〇三万円を被告側から返金を受けるに際し、「今後名目の如何を問わず何らの請求もしない」との合意書を取り交わした。

判決はこの合意書の清算条項を無効と判断するについてこう認定した。

本件清算条項は、原告においてその他の献金に関して返金を求める考えすらなかったことに乗じて、何ら

の説明もなしに原告にその他の献金に関する請求権を放棄させるものであって、その他の献金の金額が少なくとも三六二万円(被告家庭連合において收受した献金等である受講料一八万円、先祖供養四〇万円、霊肉祝福等三〇四万円の合計額)に上ることも考慮すると、公序良俗に反し無効とすべきである。

また被告信者らの行為の違法性と損害についてこう認定した。

原告は、被告Dから甲の病気に関する不安をおおられて家系図を作成することを決め、被告Cのもとで家系図を作成し、斎藤から丙や甲の不幸が先祖の因縁によるものではないかとの不安をおおられて町田家庭教会に通うようになり、更に、町田家庭教会において、ビデオや講義、講師(市川、向原、被告B及び被告A)との会話によって、丙や甲が地獄で苦しんでいるとの不安や恐怖心をおおられ続ける中で、先祖供養や祝福結婚式を受けることとし、これらの献金をしたことが認められる。

そうすると、被告家庭連合の信者において、原告が町田家庭教会に通うに当たり原告に受講料(合計一八万円)の支払を求めることや、原告に先祖供養や祝福結婚式に関する献金(合計三四四万円)を求めることは、社会的に相当な範囲を逸脱した行為として違法と評価せざるを得ない。また、原告は、祝福結婚式をするのに必要であるといわれ、やむなく清平に渡航したものであるから、その際に支出した渡航費用(三七万円)や、霊肉祝福を受けるために支出したと認められる衣装代(三万円)、指輪代(二万〇五〇円)についても、損害と評価すべきである。

30. 東京地方裁判所令和三年三月二六日判決、東京高等裁判所令和四年四月二七日判決
統一協会は、

原告Aに対し三九〇一万円十遅延損害金

原告Kに対し約四三二六万円十遅延損害金
原告Hに対し約三三五七万円十遅延損害金
を支払え。

※福岡地方裁判所平成五年一〇月七日判決（判例時報一四八三号一〇二頁、判例タイムズ八三一号二五八頁）、福岡高等裁判所平成七年一〇月三十一日判決、最高裁判所平成八年四月二十五日判決

（合同結婚式参加者の婚姻無効）

統一協会の合同結婚式後に入籍した日本人信者男女の婚姻の無効を認めた。婚姻意思の不存在を主張した元信者女性の主張を認容。同種の判決や家裁の審判例は全国ですでに五〇件を超える。

〈資料9〉

統一協会信者に対する刑事手続事例（二〇一三年一月三十一日時点）

1. 監禁致死外…大阪地方裁判所

一九七〇年七月、大阪府茨木市の宿泊施設「生命の貯蓄クラブ」で原理研究会の約四〇名が特別修練会中、関西大学法学部一年生のA男（一八歳）が発狂状態となり暴れたため、スタッフの信者らがAの両手両足を縛り押さえつけて監禁。Aは二階の窓ガラスを割って飛び出し転落したが、手当をせず放置して死去させた。この事件で、当時原研事務局長だったB男（二三歳）外が保護責任遺棄致死等で書類送検され、B男だけが

起訴され、執行猶予付判決。（七〇・八・一五朝日夕刊、七一・二・二六東京新聞夕刊）

2. 薬事法違反…一九七七年一月七日鹿児島簡裁判決

C女（昭二八・二〇生）、D男（昭二七・四生）、E男（昭二四・二生）、F女（昭二六・三三生）、G男（昭二四・一〇生）の五名に各罰金三万円。H男（昭三五・二生）に罰金五万円。

信者六名が、人參液を病気に効くし、血を浄化するなどと称して多数名に高額で売った。

被告人六名は、いずれも鹿児島市内の高麗屋寮在住の店員となっている。

3. 薬事法違反…一九七八年二月二十五日東京高裁判決

株式会社青心の従業員ら数名が、新潟県下で高麗人參茶二三箱六七万円余（一箱二万九五〇〇円）を高血圧等の諸病に効くとして売った件で罰金。

4. 窃盗…一九七九年八月宮崎県都城簡裁判決

七月一三日AM、ラーメン店で現金等を盗んだ件と、七月一八日AM、民家の茶の間の財布から現金を盗もうとした件で逮捕・起訴（昭三〇・一〇生れのI女、住所不定、職業奉仕活動と表記）—マイクロ中の犯行か？ 判決結果不明。

5. 薬事法違反…一九八二年二月二日最高裁判決（山口地裁徳山支部、広島高裁）

ファミリー商事株式会社の委託販売員として訪問販売していたJが、人參濃縮液を高血圧等に効くとして

売った事件が薬事法違反で有罪(罰金)。(ジュリスト所収)

6. 恐喝…一九八四年一月二日青森地裁弘前支部判決

信者K男(昭二五生)とL女(昭三〇生)、M男(昭三〇・七生)の三名が懲役二年六月、執行猶予五年の有罪判決(確定)。

四七歳の女性を悪霊のため不幸が続くなどと申し向けてホテルに連れ込み、約一〇時間にわたって「あなたが墮ろした子や病死した夫が成仏できず苦しんでいる」などと脅して二〇〇万円を支払わせた。

7. 東京都迷わく防止条例違反…一九八六年二月一日東京簡裁略式命令

罰金一万円

戸別訪問中の信者(昭三九・八生・男二二)が、来訪を断わろうとしている家人を無視して、執拗に食い下がって玄関扉に足をはさんで入ろうとした。永福堂の自称鑑定師として印かん等を買っていた。

8. 名誉棄損…一九八八年八月二五日福岡簡易裁判所

N男、〇男に各罰金二〇万円

靈感商法で壺・多宝塔などを買って喜んでいる者の団体と称する靈石愛好会の福岡支部長のN男と事務局長〇男が、靈感商法被害救済福岡弁護士会所属の弁護士一四名について「被害救済という美名に隠れた悪徳弁護士達に注意」と題するチラシを作成・頒布した行為が名誉棄損罪に該当するとして、有罪とされた。

9. 業務上過失致死傷…一九八八年一〇月二〇日東京地裁判決

一九八七年一月一八日午前〇時一五分頃、足立区内でP男(昭三六・六生・二五)の注意怠慢による信号無視により、交差点事故。女三〇、女二九、女二七の三名死亡、女二六、女二四の二名重傷。懲役二年の実刑。被害者(信者)側は定員オーバーだった。

統一協会傘下の「販社」である幸運堂関係スタッフ信者らが、霊場から帰る途中の事故。

10. 業務上過失致死傷…一九九〇年七月二九日神戸地裁判決

運転担当信者(男・二二)がわき見運転をしたらしく、ワゴン車をガードレールに衝突させる事故を起こし、一名(男・二二)死亡、六名(二〇・男など)重軽傷。

宝塚研修センターを出発したマイクロの事故。現行犯逮捕。判決は不明。

11. 業務上過失致死…一九九一年一月二五日名古屋地裁豊橋支部判決

禁錮一年の実刑(尾鷲事件)

一九八八年二月二日、マイクロ活動中の運転担当信者Q男(昭三八・三生・当時二五歳)が、過労のため仮眠状態となったためコンクリート壁などに激突し、二五女、二三女の二名死亡、四名(二三歳、二五歳、二二歳、二三歳いずれも女)重傷。

12. 暴行等…一九九一年一月三〇日京都地裁判決

R(昭三八・〇生・男)に対し、信者Sがその実父らに「身体を拘束され、その信仰の放棄を要求さ

れていると知るや」、Rは他の信者とともに、信者Sの家屋の一部を損壊して侵入し、信者Sの実兄に暴行を加えたとして、懲役三月、執行猶予一年の判決。

一九八七年一二月、話し合い中の信者Sとその家族のいる住居に無理に押しかけ乱闘を引き起こした行為を過剰防衛だとした。

13. 殺人…一九九三年四月一九日(判決等不明)

合同結婚式で日本人女性信者と結婚して愛知県知立市に住んでいたフィリピン人男性(三四)が、妻(三五)を自宅で絞殺。精神鑑定に付されたあとの結果は不明。

14. 公職選挙法違反…一九九三年八月

一九九三年六月二七日の東京都議会議員選挙で、自民党(大田区)から立候補したT氏の選挙運動に関わった統一協会・国際勝共連合のメンバーであるU男らが逮捕され、戸別訪問の選挙違反で有罪となった。

15. 暴行等…一九九五年一月岡山地裁判決

V男(二八歳)外四名が、八月二四日、信者W女が拉致監禁されていると思いこみ、別の信者X女らが家族と話し合いをしているマンションに、信者W女を連れ戻そうとバットなどを持って押しかけ暴力行為、住居侵入。五人逮捕、三人罰金。V男のみ起訴され犯行を認めた(判決結果不明)。V男の仲間の信者がY牧師を尾行して、Y牧師がXらが滞在するマンションに入るのを見て、Wらがいると誤認したことから発生した事件。

16. 殺人…一九九六年三月一五日(判決等不明)

合同結婚式で日本人女性信者と結婚して日本で同居し三人の子がいる韓国人男性(三三歳)が、妻の母(五七歳)を福島県郡山市内で刺殺。子供を連れて帰国したいとする男性と日本人女性家族の対立があったと報道された。

17. 窃盗…二〇〇三年二月一九日富山地裁判決

懲役三年、執行猶予五年

Z(韓国籍・男・三八歳)は、一九九三年頃来日、沖縄などで支部長までしたが、運営や人事に不満をもち、統一協会関係の全国九ヶ所でボール、ハンマーなどで現金や書類、物品等被害額一八〇〇万円相当を盗んだ。

18. 罪名不明(おそらく特商法違反)…二〇〇七年一月二二日

岩手県警、盛岡市内で強制捜査。

直ちに被害回復したため逮捕までならず終了。

19. 特商法違反…二〇〇七(平成一九)年一〇月から一二月

沖縄の「天守堂」の従業員二名が一〇月二五日、店主と従業員二名が一二月二二日、代表者A男が一二月五日に、いずれも特定商取引法違反の容疑で逮捕され、後に逮捕された三名が一二月一四日と一二月二五日に罰金刑に処せられた。印かん販売目的を告げずにビラを配布して来店した客に「家庭運が悪い、今年から

来年にかけてすごく悪い年なんです。特別な印かんで運勢は上がっていく」などと長時間、執拗に迫って威迫して困惑させたというもの。

20. 特商法違反：二〇〇八(平成二〇)年二月二二、一五〇日

松本市両島の有限会社「煌健舎」の販売員五人、B子(六三歳)、C子(四五歳)、D子(五六歳)、E子(五二歳)らが特定商取引法違反(〇六年八月から〇七年三月の間、客の不安をあおって悪い運気を良くするためなどとして高額の印かん等を四人に売った)容疑で逮捕され、その後罰金刑に処せられた。

21. 薬事法違反：二〇〇八(平成二〇)年二月一七日

さいたま市の株式会社アイジェイヘルシーフーズに、人參濃縮液販売について薬事法違反の容疑で家宅捜索が行われた。

22. 住居侵入：二〇〇八(平成二〇)年二月一八日

統一協会が訪問販売による募金活動による資金集めを行うダミーの団体であるSHINZEN(しんぜん)の事務所に、信者の男がマンションに住居侵入した容疑で家宅捜索が行われ、容疑者(二三歳・男)は罰金刑に処せられた。

23. 薬事法違反：二〇〇八(平成二〇)年九月二六日

大阪府の有限会社ファミリーネットワークの社長F男(三七歳)と妻G女(韓国人・三六歳)、H女(四八歳)

の三名が、「絶対になんか治る」などと効能をうたって高麗人參茶を販売したとして薬事法違反の容疑で逮捕された。同日統一協会員塚教会などにも強制捜査がなされた。会社とF男が一〇〇万円、他の二人が七〇万円の罰金刑となった。

24. 特商法違反：二〇〇八(平成二〇)年一月一〇(平成二〇)年三月

(1) 新潟市の株式会社「北玄(ほくげん、旧ケンコー)」社長I男(五〇歳)と従業員二人J女(四七歳)、K子(五一歳)が、「不幸が来る」などと執拗に述べて水晶の購入契約を結ばせたとして特定商取引法違反(威迫・困惑、不備書面の交付)の容疑で、二〇〇八年一月二七日逮捕された。これら三名は、同年二月十七日、二人が五〇万円、一人が四〇万円の罰金刑に処せられた。新潟簡裁で認められた内容は、同年六月二〇日、女性客(七七歳)に約三時間半にわたって装飾品の購入を執拗に迫った件と、同年一〇月一五日、女性客(六七歳)を家庭運がないなどと脅して数珠の購入を迫ったというもの。

(2) 翌二〇〇九年二月四日にも「北玄」の販売担当者L子(五六歳)とM子(五四歳)が同種容疑で逮捕され、三月一七日、いずれも四〇万円の罰金刑に処せられた。両名は、「あなたの運勢は強いが、家相は前の所有者の影響で気の流れが悪くなっている。今のままでは病気になるってしまふ。夫も健康を害して会社を続けられなくなり、大変なことになる」等と脅かして水晶玉の購入を迫ったというもの。

25. 特商法違反：二〇〇八(平成二〇)年二月一〇(平成二〇)年五月

福岡市の有限会社サンジャスト福岡(代表取締役N男、旧幸運堂)が、二〇〇八年二月一八日、「先祖の靈があなたの人生を悪くしている」「購入しなければ地獄に落ちる」などと不安をあおって、水晶の玉や彫刻

など六〇〇万円以上の商品を買わせたとして特商法違反（威迫・困惑）容疑で家宅捜索を受けた。二〇〇九年五月七日、〇女（韓国人・六一歳）が逮捕された。同日統一協会福岡中央教会などにも強制捜査がされた。〇女とサンジャスト福岡は同年五月二十八日特商法違反で罰金五〇万円の刑に処せられた。

26. 特商法違反：二〇〇九（平成二二）年二月—一月

(1) 二〇〇九年二月一日、渋谷区渋谷一丁目に本店登記のある靈感商法の会社「新世」の事務所や同社代表取締役P男の自宅などに強制捜査がなされた。さらに六月二日、統一協会渋谷教会等に、六月一日に同じく豪徳寺教会等に強制捜査がなされ、同日新生の社長N男（五一歳）、営業部長Q郎（四〇歳）の外実行犯の女性五人が逮捕された。七月一日、実行犯五人が各一〇〇万円の罰金刑を課され、P男、Q郎兩名と「新生」が正式起訴された。いずれもことさら不安をあおって印鑑等売りつけた特定商取引法違反。

(2) 刑事裁判は同年九月一日、一〇月五日、一三日、二二日、二七日に公判があり、十一月一日に判決が下された。「新世」は罰金八〇〇万円、社長P男は懲役二年罰金三〇〇万円、営業部長Q郎は懲役一年六ヶ月罰金二〇〇万円、二人は共に執行猶予四年。判決は物品販売は統一協会の組織活動の一環であると認定した。

27. 公選法違反：二〇〇九（平成二二）年九月—二月

衆院選大阪二区で当選した民主党の甲議員の支援者で不動産会社経営の統一協会古手信者のR（五六歳）容疑者が、公選法違反（買収、事前運動）容疑で九月五日に逮捕され、九月二五日に再逮捕された。逮捕容疑は公示前の六〜八月にかけ、大阪市内で女性運動員らに対し、議員への投票を電話で呼び掛ける活動の報酬

として現金を渡した疑い。九月五日の逮捕容疑は同月二五日に起訴され、一二月一日懲役一年六ヶ月執行猶予五年の判決が下された。甲議員の選挙運動については別の統一協会信者も九月一六日公選法違反容疑で逮捕され、一〇月六日略式起訴され罰金に処せられた。

28. 特商法違反：二〇〇九（平成二二）年九月—一〇月

大阪府の株式会社共栄の従業員らS男（六八歳）とT女（三九歳）、U女（四九歳）、V女（フィリピン人・四九歳）の四名が、「息子の命がとられるかもしれない」などと迫り印鑑などを販売したとして特商法違反（威迫・困惑）の容疑で九月二八日に逮捕されるとともに、共栄本社の外統一協会吹田教会などが強制捜査された。一〇月二六日に、二人が一〇〇万円、他の二人が七〇万円の略式裁判により罰金刑となった。

29. 特商法違反：二〇〇九（平成二二）年一〇月—十一月

和歌山県の販売会社「エム・ワン」従業員のW女（五二歳）とX女（七一歳）および店長Y女（四五歳）の三人が、「運命を変えるためには印鑑を作ること」などと迫り印鑑を購入させたとして特商法違反（威迫・困惑）の容疑で一〇月二〇日、逮捕された。また同日「エム・ワン」と統一協会和歌山教会など、和歌山市内六か所の家宅捜索を受けた。十一月九日「エム・ワン」と店長は一〇〇万円、鑑定士役（説得）のW女は七〇万円、販売員のX女は五〇万円の各罰金となった。

30. 特商法違反：二〇一〇（平成二二）年一月、二月

(1) 大分県警は、二〇〇九年十二月一八日、統一協会大分教会などを強制捜査するとともに、一月一九日、

大分天一堂の販売員乙(五二歳)とA女(五三歳)の信者夫婦二人を逮捕。「先祖の災いで家が絶える。印鑑を作れば守られる」などと四四歳の女性や五〇歳代の夫婦を威迫・困惑させて印鑑セットの契約をさせた疑い。兩名は二月一日付で各五〇万円の罰金刑に処せられた。

(2) 同県警は一月一九日、別件で由布市の四〇歳代の女と倉敷市内の女が、大分市内の五四歳の女性に「奥さん名前の画数が良くない。大凶ですね」などと不安をあおり、印鑑をかうよう迫った疑いで、販売会社「サンハート健美」や統一協会大分教会など六ヶ所を家宅捜索した。そのうえで、三月四日、「聖和」の元販売員B女(五七歳)とC女(四八歳)の信者二名が逮捕勾留され、罰金刑に処せられた。

31. 特商法違反：二〇一〇(平成二二)年七月一日

東京都町田市の販売会社「ポラリス」の従業員D女(三二歳)を、特商法違反で逮捕した。夫の癌再発で不安にかられた女性に対して、「先祖の協力で病気がよくなる。鑑定をしてあげる。」と告げて、販売目的を隠したまま店舗に誘い四〇万円の念珠購入の勧誘をしたとして、七月二三日略式罰金となった。

32. 詐欺および出入国管理法違反：二〇一〇(平成二二)年八月

熊本県八代署と氷川署は八月二六日、健康保険証を不正使用したとして、詐欺の疑いで、E男(五八歳)、F女(五八歳)、G女(五二歳)を逮捕した。三人の逮捕容疑は、共謀して二〇〇九年一月E男容疑者が両足を骨折した際、F女容疑者が八代市内の病院に同行し、G女容疑者の国民健康保険証を使って二〇一〇年四月までに入院、手術、治療費などの自己負担分を除く約九八万円の支払いを免れた疑い。E男容疑者は、一九九九年に入国後、在留期限後も二〇一〇年八月五日まで不法滞在したとして、出入国管理法違反容疑で

逮捕・起訴されていた。その後、E男は懲役三年、執行猶予五年のうえ強制退去となり、F女、G女は懲役一年六ヶ月、執行猶予三年に処せられた。

33. ストーカー規制法違反：二〇一一(平成二三)年二月

警視庁公安部は、脱会した信者に付きまとったとして、ストーカー規制法違反容疑で宇佐美容疑者(四二歳)を逮捕し、自宅を家宅捜査した。同容疑者は、二〇一〇年六月から十一月、五回にわたって都内で女性を待ち伏せした疑い。女性が使っていた車には、宇佐美容疑者名義のGPS機能付き携帯電話が取り付けられていた。

34. 韓国忠清比道の春川地方裁判所：二〇一三年一月二九日判決

腎不全の韓国人の夫(五一歳)を一〇年間世話してきた日本人妻女性(五二歳)が生活苦と家庭内暴力に耐えきれず、タオルで窒息させて殺害した(二〇一二年八月二日午前三時ごろ)。

七年の求刑について懲役九年の判決。被告人女性は一九九五年八月の三六万組の合同結婚式で被害者の夫とマッチングされて韓国に居住していた。女性は、二月一日控訴を取り下げて受刑。

【著者紹介】

全国霊感商法対策弁護士連合会

山口 広（弁護士・代表世話人、東京共同法律事務所）

川井康雄（弁護士・事務局長、田村町総合法律事務所）

阿部克臣（弁護士・リンダ総合法律事務所）

木村 壮（弁護士・東京共同法律事務所）

中川 亮（弁護士・東京共同法律事務所）

久保内浩嗣（弁護士・山村町総合法律事務所）

佐高 信（評論家）

統一教会との闘い——三五年、そしてこれから

二〇二三年二月一〇日 初版第一刷発行

著者……………山口広・川井康雄・阿部克臣・木村壮・中川亮・久保内浩嗣・佐高信

装丁……………佐藤篤司

発行者……………木内洋青

発行所……………株式会社旬報社

〒163-0001 東京都新宿区早稲田鶴巻町544-4

TEL 03-5579-8973 FAX 03-5579-8975

ホームページ <http://www.junposha.com/>

印刷製本……………中央精版印刷株式会社

©Hiroshi Yamaguchi, et al., 2022. Printed in Japan ISBN978-4-8451-1777-2